

茨城町低入札価格調査制度実施要綱

茨城町低入札価格調査制度実施要綱（平成23年茨城町要綱第16号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、茨城町（以下「町」という。）が競争入札により工事又は製造その他（以下「工事等」という。）についての請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合も含む。）の規定により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる落札候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）の決定を保留することとした入札に係る調査及び手続き（以下「低入札価格調査等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（低入札価格調査等の対象）

第2条 低入札価格調査等は、原則として1件の発注予定価格が1,000万円以上の工事等及び茨城町建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年茨城町要綱第15号）に規定する総合評価方式の対象工事において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）に満たないときに実施するものとする。ただし、次の各号に掲げる工事の入札については、町長が必要と認めた場合を除き、実施しない。

- （1） 建築物等の解体工事
- （2） 区画線，道路標識，道路照明，防護柵工事
- （3） 簡易な切土，盛土工事

2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要がないと認める場合は、本要綱を適用しないことができる。

（調査基準価格の設定）

第3条 調査基準価格は、別表により算出して得た額とする。

（数値的判断基準等の設定）

第4条 前条の規定により工事等の契約に係る入札を行う場合において、最低価格等入札者を落札者とし、ない数値的判断基準及びその他の判断基準は、別表によるものとする。

2 数値的判断基準の額は非公表とする。

(予定価格書への記載)

第5条 第3条により調査基準価格を確定し、具体的金額を、茨城町建設工事等施工手続及び監督規程（平成29年茨城町規程第7号）に基づく予定価格書の調査基準価格の欄に記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を入札書比較価格の欄に記載する。

(入札参加者への周知)

第6条 本制度の円滑な運用を図るため、入札価格によっては最低価格入札者（総合評価方式適用工事においては、最高評価者）であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨、周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札参加者に対して、落札者等の決定を保留すること及び低入札価格調査等を実施する旨を宣言し、令第167条の10第1項、第167条の10の2第2項（令第167条の13の規定により準用する場合も含む。）の規定により落札者等は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査等の実施)

第8条 町長は、調査基準価格を下回る価格の入札があった場合は、その者に対し、入札価格に係る調査について（様式第1号）により、様式第2号から様式第2-11号までの各種調査票の提出を求め、次の各号に掲げる事項について、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。なお、調査基準価格を下回る入札が複数あった場合は、競争入札にあつては、最低価格入札者から、総合評価方式競争入札にあつては、最高評価者から順に調査を行うことを基本とするが、必要に応じこれらの入札を行った者に対し、並行して調査を実施することができるものとする。

(1) 低入札調査票（様式第2号）

(2) 低入札価格調査用工事費内訳書（様式第2-1号）

(3) 手持ち工事の状況（様式第2-2号）

(4) 手持ち資材の状況（様式第2-3号）

- (5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係 (様式第2-4号)
- (6) 手持ち機械及び手持ち設備の状況 (様式第2-5号)
- (7) 労務者の具体的供給見通し (様式第2-6号)
- (8) 安全対策の計画 (様式第2-7号)
- (9) 技術者等の配置計画 (様式第2-8号)
- (10) 過去に施工した公共工事の成績 (様式第2-9号)
- (11) 建設副産物の搬出予定の状況 (様式第2-10号)
- (12) 下請予定業者名及び予定下請金額 (様式第2-11号)
- (13) 事業報告書等 (事業報告書の写し等)
- (14) 信用状況
- (15) その他の必要な事項

2 町長は、前項の規定による調査の結果、より詳細な調査が必要と認める場合は、次の各号に掲げる書類のうち必要と判断したものの提出を追加で求めることができる。

- (1) 一位代価表
- (2) 共通仮設費の内訳書
- (3) 現場管理費の内訳書
- (4) 一般管理費の内訳書

3 前2項に規定する各種調査表については、その提出後における差し替え又は追加提出を認めない。ただし、調査の過程において町長が必要と認める場合は、追加提出を認めるものとする。

4 第1項に規定する各種調査表において別に定める判断基準のうち、数値的判断基準に該当することが確認できる場合又は町長が特に必要がないと認める場合においては、最低価格入札者等に係る事情聴取、関係機関への照会、低入札価格調査委員会 (以下「調査委員会」という。) に係る手続き等を省略できるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、設計金額が2,500万円未満の場合は、第1項第3号から第10号まで及び第12号に掲げる各種調査票の提出を省略することができる。

(調査委員会の設置)

第9条 町長は、前条の規定による調査を実施するため、調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、財政課長、当該工事等を所管する課長、課長補佐及び設計担当者をもって構成する。ただし、町長が必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができる。

3 調査委員会は、財政課長が主宰し、その調査委員会を統括する。

4 調査委員会の庶務は、財政課において処理する。

(審査会への報告)

第10条 財政課長は、低入札価格調査等を実施したときは、調査結果について、茨城町建設工事等入札・契約審査会（以下「審査会」という。）に対し、低入札価格調査対象事業者落札決定伺い（様式第3号）に次の各号に掲げる資料を付して審査を求めるものとする。

(1) 低入札価格調査結果表（様式第4号）

(2) その他審査に必要な資料

(審査会による審査及び判定)

第11条 審査会は、前条の規定による報告を受けたときは、低入札価格調査結果表に基づき審査を行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による審査及び判定の結果、最低価格入札者等が契約の内容に適合した履行ができると認めるときは落札の決定をし、契約の内容に適合した履行ができないと認めるときは当該最低価格入札者等を失格の決定をする。

3 審査会は、前項の審査及び判定結果について、町長に報告するものとする。

(低入札価格調査等の結果についての周知)

第12条 町長は、前条第3項に規定する報告を受けたときは、低入札価格調査等の結果について、次の各号に定めるところにより、通知するものとする。

(1) 落札者 入札結果通知書（様式第5号）

(2) 失格者 入札結果通知書（様式第6号）

(最低価格入札者等の次順位者への準用)

第13条 町長は、最低価格入札者等が第11条第2項の規定により失格となった場合は、次順位者を落札者等とするものとする。ただし、次順位者の価格が調査基準価格を下回るときは、第9条から第11条までの規定を準用するものとする。

(低入札価格調査等の結果の公表)

第14条 町長は、落札者が決定したときは、速やかに入札調書に落札又は失格と記載し、低入札価格調査等の結果を公表するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日以降に公告又は指名の通知を行う工事に適用する。

別表（第3条・第4条関係）

区分	算定基準等
調査基準価格	<p>予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とするが、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。ただし、工事の性質上これを適用することが適当でないとき認めるときは、工事ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。なお、それぞれに算出された額の合計額及び、次の各号により算出された額に1円未満の端数が生じた時は、1円未満の額を切捨てとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額2 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額3 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額4 一般管理費の額（契約保証費含む。）に10分の6.8を乗じて得た額
数値的判断基準	<p>予定価格算出の基礎となる次の各号の一に該当するときは、当該入札は「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる」とみなし失格とする。なお、各号により算出された額に1円未満の端数が生じた時は、1円未満の額を切捨てとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予定価格算出の基礎となる直接工事費の額に10分の9（機械器具設置工事，電気設備工事，電気通信設備工事は10分の7.5）を乗じて得た額未満のとき2 予定価格算出の基礎となる共通仮設費の額に10分の8を乗

	<p>じて得た額未満のとき</p> <p>3 予定価格算出の基礎となる現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満のとき</p> <p>4 予定価格算出の基礎となる一般管理費の額(契約保証費含む。)に10分の3を乗じて得た額未満のとき</p>
その他の判断基準	<p>1 各種調査票が全部又は一部でも提出されないこと。</p> <p>2 入札時に提出した工事内訳書と、各種調査表の記載内容が整合していないこと。</p> <p>3 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合</p> <p>4 工事の手抜き等による品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化又は安全対策の不徹底につながる恐れがあると認められる場合</p> <p>5 入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていない場合</p> <p>6 入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格でないと認められる場合</p> <p>7 入札金額の積算において、建設副産物の適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>8 関係法令、仕様書、契約条件等に違反する事項があると認められる場合</p> <p>9 低入札価格調査において、発注者に対する合理的な説明がされない場合</p> <p>10 発注者が求める資料が全て提出又は提示されない場合</p>